

**ふるさといいじま応援寄附金
特産品贈呈事業協力事業者応募基準**

1 応募基準について

本応募基準は、ふるさといいじま応援寄附金により、飯島町へ寄付された方へのお礼の品として特産品やサービス（以下特産品等という。）を提供する法人、団体又は個人事業者等（以下「協力事業者」という。）の応募基準について定めるものです。

2 協力事業者の要件

協力事業者は次の要件を全て満たす者です。

- (1) 町内に本社または事業所（工場等を含む）を有し、本町で生産・製造・加工された商材等を利用した商品を提供する事業者であること。
- (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、栽培、販売等を行っていること。
- (3) 町又は町が指定する業務委託業者からの発注に対応（梱包、伝票作成、発送、問い合わせ対応、請求書処理等）が可能なこと。
- (4) 各種法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱えること。
- (5) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成 24 年条例第 14 号）等に規定する暴力団員等でないこと。

3 特産品等の要件

次の要件を全て満たす特産品等です。

(1) 要件

- (ア) 『ふるさと納税の趣旨に反する返礼品』¹に該当しないこと
- (イ) 寄附者に対し飯島町の魅力や特色を発信でき、地域経済の振興に寄与する要素をもつものであること。
- (ウ) 本町で生産・製造・加工、栽培又は販売された商材等を利用したもの又はサービスであること。
- (エ) 品質及び数量において安定供給が見込めること。ただし、季節限定や数量限定等の条件については町との協議による。なお、サービス商品の場合、サービス提供が原則として年度末までに可能であることが保証されていること。
- (オ) 飲食物の場合、出荷後に適切な賞味期限が保証されていること。

(2) 価格

- (ア) 特産品等の価格は、商品代金、消費税を含み、寄附金額の 3 割以下相当であること

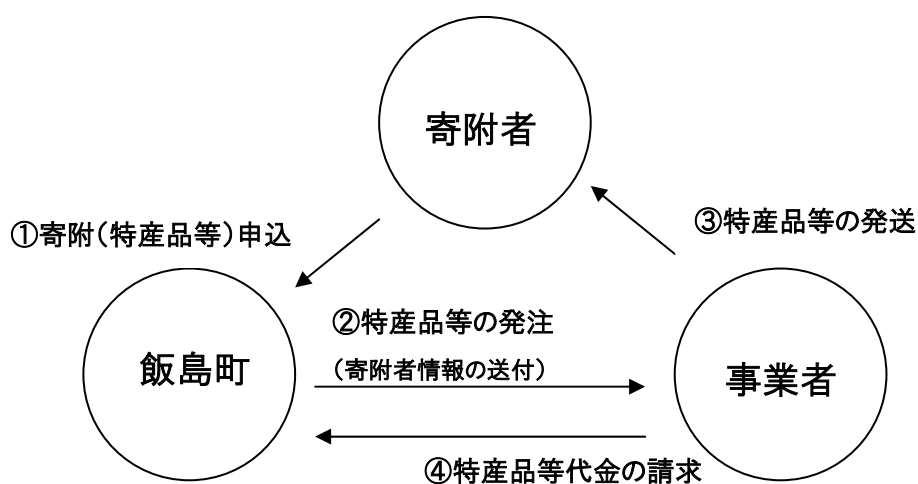
¹ 「ふるさと納税に係る返礼品の送付について」（平成 29 年総税市第 28 号）により通知された、金類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高額なもの、寄付額に対する返礼品の調達価格が 3 割を超えるもの

※町ホームページ及び町が契約するふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料等は町が負担します。

4 事業の流れ

事業の流れの概要については次の図のとおりとし、採用後詳細を打ち合わせるものとします。

※サービス商品や季節限定商品等は個別対応とさせていただきます場合があります。



5 個人情報の保護

協力事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報の取扱いについては飯島町個人情報の保護に関する条例（平成12年条例第2号）及び関係法令を遵守してください。また、協力事業者でなくなった後についても同様としてください。

※寄附者情報は、特産品等の送付以外の目的に使用することができません。

6 その他留意事項

- ・特産品等に対し、寄附者から苦情等があった場合は、町と共に真摯に対応し解決に努めるものとします。
- ・特産品等は、寄附者から申込時に選択された場合に、協力事業者へ提供をお願いするものであり、町からの特産品等の発注を保証するものではありません。
- ・貴社の受発注の方法により、一部のポータルサイトへの掲載ができない場合があります。
- ・特産品等の画像の提供、取材等についてもご協力いただきます。
- ・採用後の特産品等の内容の変更、取りやめ、価格変更などは原則として認められません。
- ・本要項中、「2 協力事業者の要件」又は「3 特産品等の要件」を欠くこととなった場合若しくは虚偽の内容による応募と判明した場合は協力事業者の承認を取り消します。
- ・地方税法の改正等により、ふるさと納税制度が変更または廃止となった場合は、本応募基準の修正又は中止となる可能性があります。

10 お問い合わせ先

〒399-3797

長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

飯島町役場地域創造課地域係

TEL : 0265-86-3111 (内線 123)

FAX : 0265-86-2051

Mail : chisou@town.ijima.lg.jp